

令和4年度 第4回 保土ヶ谷区障害者地域自立支援協議会 相談支援部会 議事録	
日時	令和4年9月30日(金) 15:30 ~ 17:00
開催場所	リモート (ZOOM 開催)
出席者	<p>【出席者】</p> <p>計画相談事業所 9事業所 11名 権利擁護関係事業所 1名 区役所 1名 生活支援センター 1名 基幹相談 1名</p> <p style="text-align: right;">計 15名参加</p>
欠席者	
開催形態	公開 (傍聴人: 名) ・ 非公開
議題	地域生活支援拠点を絡めた事例紹介
議事	<p>1. 事務局より</p> <p>本日の参加者の確認</p> <p>2. 地域生活支援拠点について確認しましょう</p> <p>I.地域生活支援拠点について / 基幹相談支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点とは <p>各自治体の特性に応じた整備が求められており、横浜は面的整備型。 地域全体=家族、地域、支援者含めて誰もがみんな当事者となるものである 地域が広がっている今、保土ヶ谷だけで抱え込むものではない。区外の人も受け入れる可能性も出てくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人を取り巻く支援について <p>緊急対応のみが役割ではない。中度・軽度で福祉サービスの利用の無い方々へ、体験の場・機会の提供は必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度に囚われず、新たなネットワーク、個別のネットワークの構築=拠点で面的整備をする ・本人中心のそれぞれの立ち位置イメージ <p>計画相談が入ることでネットワーク作りを行い、事業所同士も関係を作れる=面的整備となる</p> <p>地域生活支援拠点は自然にできるものではないため、個別支援の積み重ね、セーフティーネット作り、支援者同士の繋がりを強化していく必要がある。</p> <p>II.地域生活支援拠点の事例紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A事業所より <p>相談室で新規計画相談を受け入れたケース 母が1ヵ月以上の入院となり、その間の見守りの場を探した。 ご本人の負担を考えると短期入所が良いとのことで、各所に連絡を取り連続で受入れてもらえる入所先を利用となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B事業所より <p>進路が決まらないまま、通所を探していたケース</p>

一次ケアを使用し凌いでいた最中に母が急死。すぐには行先が決まらず、市内の短期入所、ショートステイを交互に利用しながら過ごす。半年ほど経過し本入所が決まった。

- ・C事業所より

単身生活の方へ訪問看護より情報共有があり、緊急での入院につながった。

Ⅲ.グループワーク

① 共有した事例について、自分だったらどこに繋ぐか？

② 地域生活支援拠点で自事業所が出来ること、やっていること

Ⅳ.まとめ / 保土ヶ谷区役所

地域生活支援拠点の整備について、

①保土ヶ谷区では何が必要かを考えていくこと（自立支援協議会が拠点の主）

②日々の支援で感じていることを共有すること

③ 3機関だけでなく区の支援者全体で考えていくこと

3.各事業所からの情報提供等

- ・特定援助対象者法律相談援助制度について
- ・法定相続情報証明の手続きについて
- ・自筆証書遺言書保管制度について
- ・次回相談部会での初任研インターバル実習受入れ

今年度初任研を受けた対象者が部会に参加する

- ・自立協 第二回代表者会議について

10月に代表者会議開催。当日資料が自立協HPで確認可能

- ・光の丘相談室オンライン個別相談について
- ・ケースワークの組み立て方、面談の手順など、ケースワーク全般についての内容に変更となった。後日資料共有。
- ・11月より相談支援専門員1名増員、4名体制となる（オレンジ鈴木氏）
- ・インターバル実習受け入れについて、次回部会に参加できない場合、別日に基幹で個別対応を行う

【計画相談実施状況】

	計画相談決定数	対象者数	実施率	H27.4～伸び率	事業所数
保土ヶ谷	822	1,616	50.9%	551.7%	22
18区	14,523	25,895	56.1%		282

次回相談支援部会

日時：令和4年10月28日（金）15：30～17：00 /ゆめ（2階食堂）

リモート併用



横浜市地域生活支援拠 点とは

保土ヶ谷区 基幹相談支援セ
ンター
事務員 小森 伸雄

地域生活支援拠点とは

- ・平成26年頃から国（厚生労働省等）から指針が出され、各自治体の特性に応じた整備が求められている。

- ・面的整備型（千葉市など）や多機能拠点整備型（川崎市など）などの類型がある。

⇒横浜は面的整備型！

- ・「障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が目的」
（横浜市地域生活支援拠点機能構築のための連携ガイドライン P.2抜粋）

「地域全体で支えるサービス提供体制の構築」？

- ・サービスの提供体制？ネットワーク作り？

→「サービス」に囚われない、『支援体制』の構築では？

Ex.福祉サービスの利用の無い障害者は除外されるべきなのか？

- ・地域全体 = 家族・地域・支援者含めて

⇒「うちは“指定”取ってないし関係ないから」←？

⇒誰であろうが関係なくみんな“当事者”です！

「拠点は基幹の仕事でしょ？」よく聞きますが間違いです。

保土ヶ谷が目指すべきものは？

- ・そもそも、保土ヶ谷だけで完結できることではない。
質問：皆さんのお住まいと職場は同じ区内ですか？
- ・「自助・共助・公助」→村社会前提
→実際は？⇒社会構造の変化、技術の進歩
= 「地域」が広がっている。なのに区で抱え込むのか？
- ・保土ヶ谷区外の人を受け入れることが出てくるのでは？

本人を取り巻く支援について①

- ・これまでの福祉サービス

最重度の知的障害、身体障害の入所

→重度・中度障害者の在宅生活、精神科病院からの長期入院者の退院

重度・中度の障害者のGHや相談支援の充実、脱入所施設

→在宅で障害者を見れるシステム（重訪など）の充足

こういった流れの中で、緊急時の対応の課題などが浮き彫りになり、緊急時予防対応プランなど検討事項が増える。

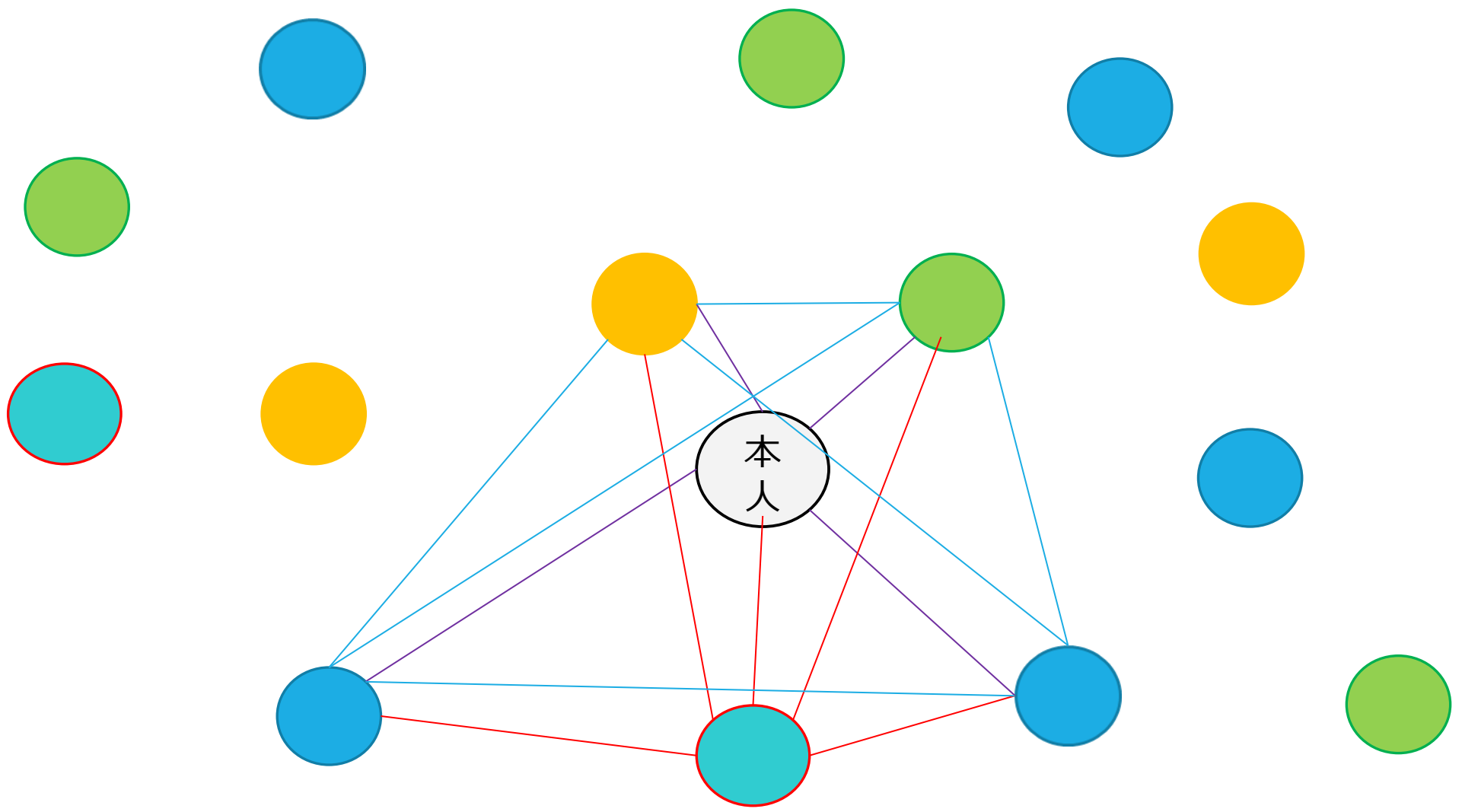
⇒そのタイミングで「地域生活支援拠点」の話（緊急対応のみが注目）

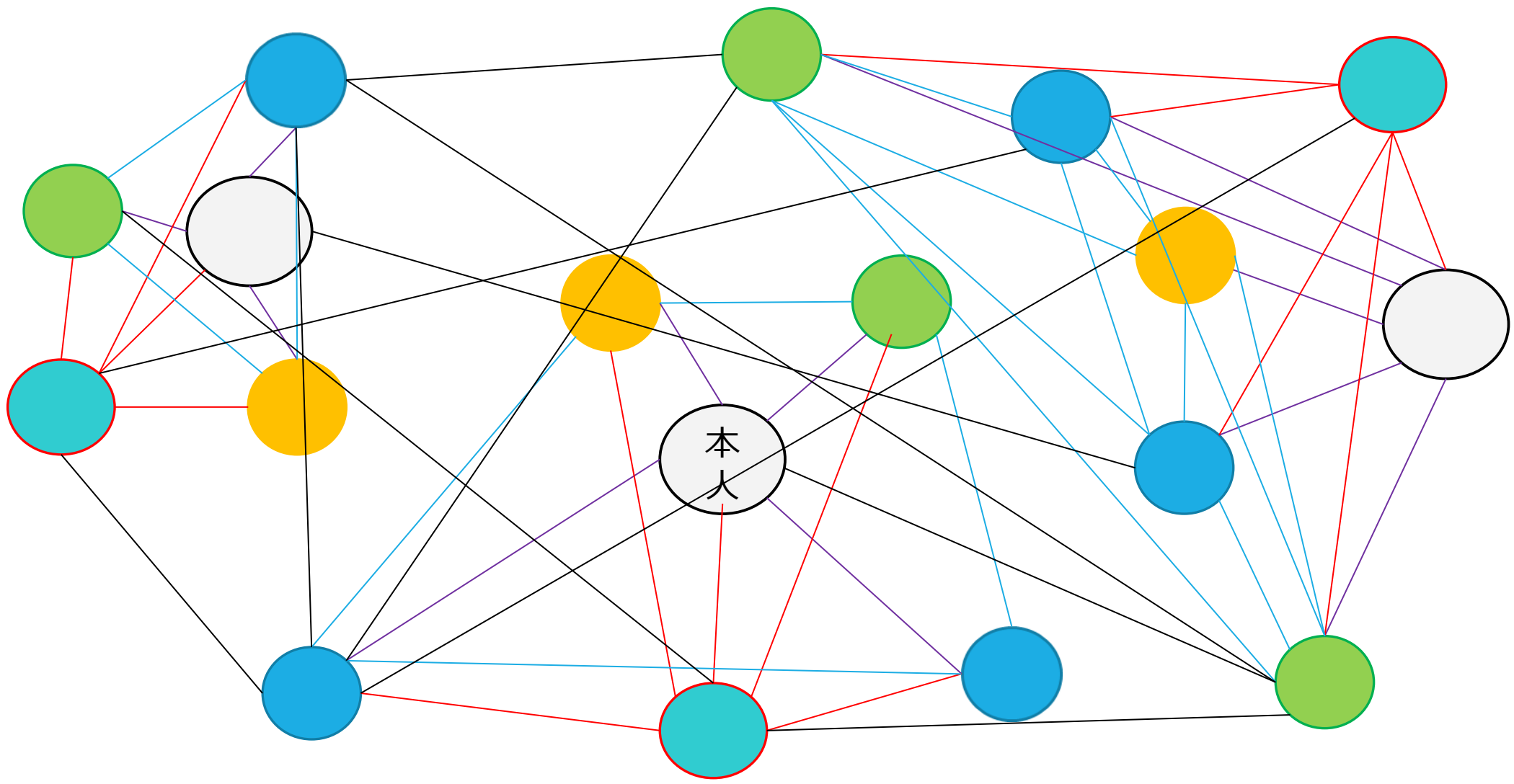
本人を取り巻く支援について②

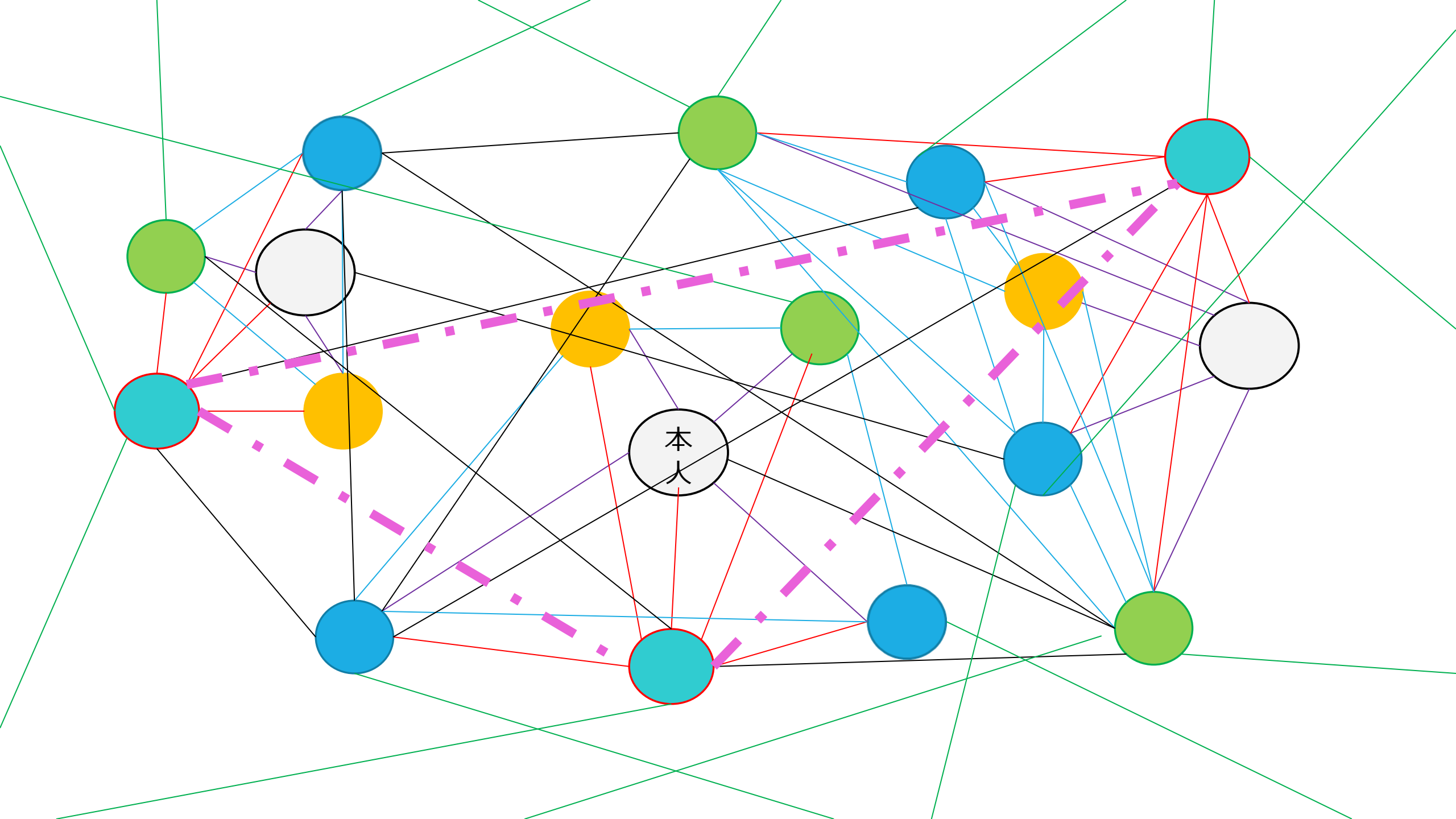
- ・ 中度・軽度で福祉サービスの利用の無い方々。
 - ⇒GHや居宅介護などを用いて在宅から、GH・単身の人が増えた。
 - ⇒でも、必要だけど「区分3以上」とか難しくない？
 - ⇒日々の困り感は、自アシや、基幹、相談員がいればいいけど...
- ・ 「体験の場・機会」は必要。
- ・ 「入居前提のGH体験」、「横浜市独自のGH体験」など
- ・ 日中活動、職業訓練...合わないこともあるけれど...?
 - ⇒“福祉サービスとしての『体験』”は...？

障害の程度に囚われない

- ・ 必要な支援は個別性が高いもの
- ・ 出来合いの支援では充足できない
- ・ 新たなネットワーク、個別のネットワークの構築
= 横浜市地域生活支援拠点機能で面的整備をする
- ・ 精神・知的・身障・発達の制度的充足の差
⇒ 制度や規則に乗らなければ対応しなくていいのか？
- ・ 既存のルールを変えていかないと対応できないケース
⇒ 8050、多問題家族、就労への不安、障害受容etc.







相談支援でできること

- ・ チームでのつながり
 - ⇒ 支援チームの中心は本人、**“要”は相談員**
- ・ チーム員は本人以外の関りも持っている
 - ⇒ ケースとケース、本人は違ってもつながっている可能性はある
- ・ つながりは広げていくもの
 - ⇒ 外部の人とのやり取りが多いのは相談員
 - ⇒ “人脈”をつなげていくことでネットワークを作る
- ・ “ネット”は一方通行ではなく相互に作用しあう

まとめ①

- ・ 地域生活支援拠点とは“ネットワークの構築”
= 今までやってきたこと
やってきたことが明文化されただけ
- ・ 自立支援協議会もあくまでネットワークの一部
- ・ 日々のつながり = 支援者だけでなく地域で
= 地域包括ケアシステム

まとめ②

- ・「地域生活支援拠点」は自然にできるものではない。
- ・自ら構築していく必要がある
= 自立支援協議会等の活用
- ・そのために“できること”はなにか
= 日々の業務の積み重ねが大事！



ご清聴ありがとうございました



地域生活支援拠点

横浜市の地域生活支援拠点

既存資源の
ネットワーク型による面的整備



地域生活支援拠点とは、障害のある方の高齢化を踏まえた「親亡き後」の備え、入所施設や精神科病院からの地域移行等を推進するために、障害のある方を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が目的です。

③ 横浜市よこはましの取組とりくみ

「ちいき せいかつ しえん きよてん きのう地域生活支援拠点機能」の整備は、せいび まった あたら なに全く新しい何かをつくるものではありません。これまで、

よこはまし しょうがい ひと ひと ふく しえんしゃ かたがた じぎょうしょ かたがた ちいき かたがた きょうりよく横浜市は、障害のある人もない人も含め、支援者の方々、事業所の方々、地域の方々ちかづつ きかん そうだん しえん せいかつ しえん じりつ しえん きょうぎかいと協力しながら、地活ホームや基幹相談支援センター、生活支援センター、自立支援協議会などをはじめとする様々な社会資源を整備・推進してきました。こういったきそん しゃがい しげん ゆうきてき既存の社会資源を有機的につない

がた しゅほう ちいき せいかつ しえん きよてん きのう せいび すすでいくネットワーク型の手法により、「地域生活支援拠点機能」の整備を進めてきています。

有機的??
ネットワーク型??
で、何をすればいいの??

せいかつ ちいき かんけいしゃ かんけい きかん きょうつうのしづらさについては、地域における関係者・関係機関が共通

きょうつうにんしき もと きのう みなお せいの共通認識の下、これまでのつながりにおける機能の見直しや、制

ど もと しえん くわ ひろ ちいき とくせい ふ おお かだい たいおう度に基づかない支援を加えた広がりにより、地域の特性を踏まえた多くの課題に対応できるよ

せいしんしょうがい たいおう ちいき ほうかつ こうちく と くう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

つぎ ぐ たいてき しょうらいぞう とりくみ ちいき せいかつ しえん きよてん きのう せいび と次から、具体的な「将来像」と「取組」として、「地域生活支援拠点機能」の整備において取り
く きょじゅうしえん きのう せいしんしょうがい たいおう ちいき ほうかつ しく組む5つの居住支援機能と、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の6つの仕組みを
せつめい説明します。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

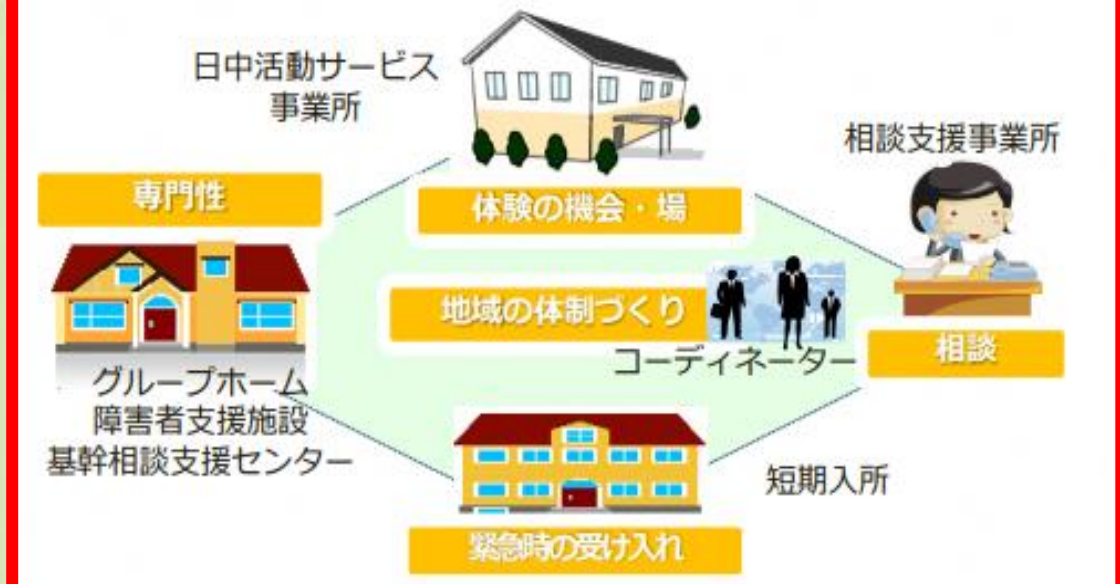
市町村（圏域）

- ① 支援者の協力体制の確保・連携 ② 拠点等における課題等の把握・活用 ③ 必要な機能の実施状況の把握

多機能拠点整備型



面的整備型



バックアップ

都道府県

- ・ 整備、運営に関する研修会等の開催
- ・ 管内市町村の好事例（優良事例）の紹介
- ・ 現状や課題等を把握、共有

地域生活支援拠点等の整備について

●趣旨

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の实情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

●必要な機能（具体的な内容）

- ① **相談**
 - 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
- ② **緊急時の受け入れ・対応**
 - 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- ③ **体験の機会・場**
 - 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- ④ **専門的人材の確保・養成**
 - 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- ⑤ **地域の体制づくり**
 - 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能
 - ※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。
 - ※ 5つの機能以外に、地域の实情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。
(例:「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等)

では、この地域では？

必要とされる機能

< 目的 >

(参考)地域生活支援拠点等の期待される役割

背景・趣旨

重度化・高齢化への対応や、親亡き後も見据えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図り、安心して生活することができる地域体制の構築

期待される役割

地域生活における
安心の確保

地域生活への
移行・継続の支援

※拠点等には、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる機能の整備が期待される

備えるべき機能

①相談(緊急時の相談・事前の支援対象者(※)の把握)

②緊急時の受け入れ・対応

※特に、重度障害、医療的ケア等が必要なため、受入が難しく支援が必要な者

③体験の機会・場の確保 ※親元からの自立、施設・病院からの地域移行ニーズの把握・利用へつなげる

④専門的人材の確保・養成 ※グループホームや短期入所等における重度障害・医療的ケア等に対応できる人材

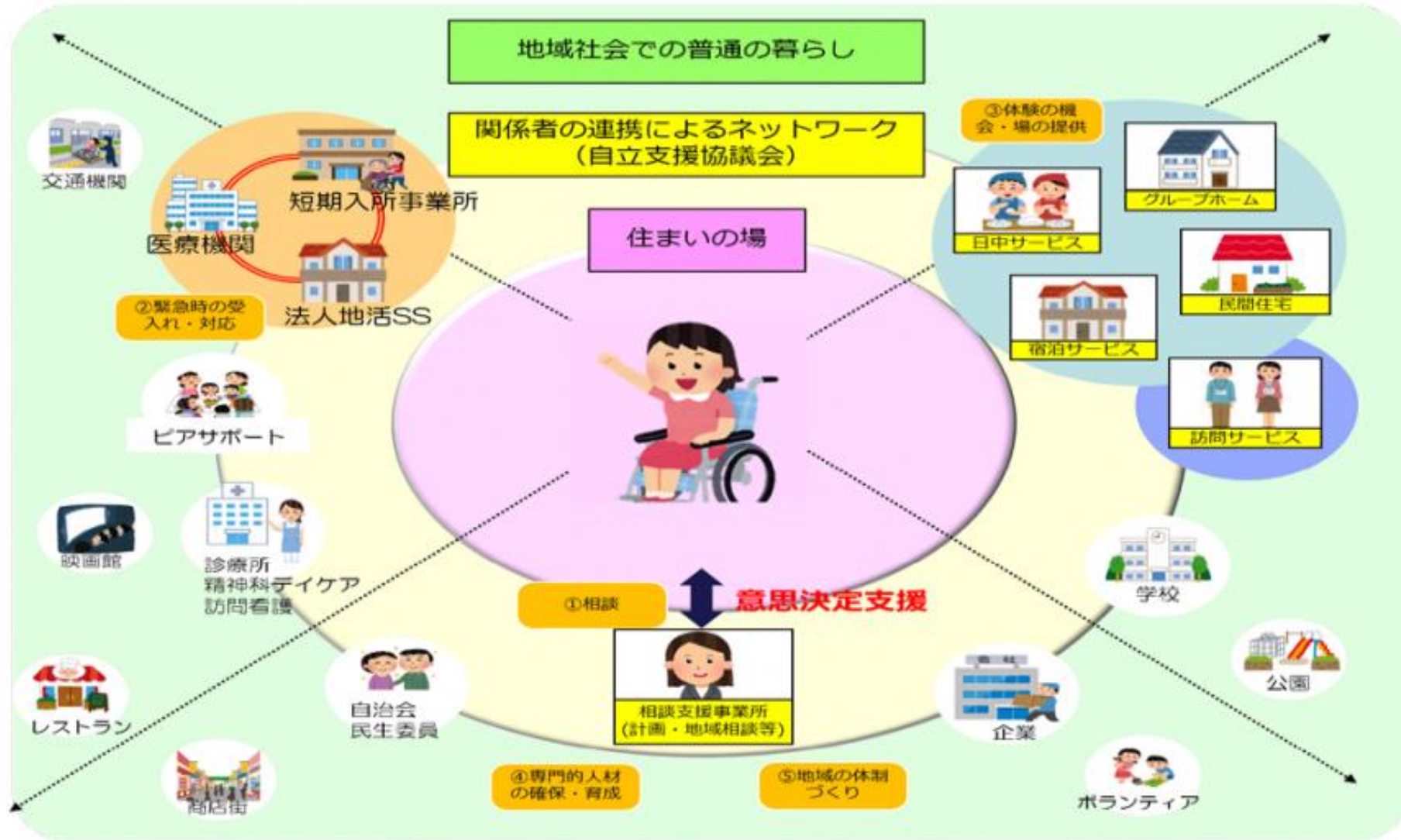
⑤地域の体制づくり

地域生活支援拠点の整備計画(令和4年度)

	目標	具体的取組事項(抜粋)
①相談	8050ケース等緊急対応になりやすい事例に対する支援の課題整理、支援体制の強化及び相談スキルの向上を進めていく。	自立支援協議会、特に相談部会の場合を通じ予防の視点を持ったケースの課題整理や事例検討を行えるよう支援する。
②緊急時の受入れ・対応	緊急時の対応能力向上を図る。	日頃から短期入所、SSの利用を経験しておくことで、緊急時の施設利用が円滑に行えるよう準備しておく。
③体験の機会・場	グループホーム等事業所情報の整理、情報周知方法の確立を行う。	事業所情報を共有し、必要に応じて円滑に活用できるようにしておく。
④専門的人材の確保・育成	事例検討を通して、人材育成を図る。	医ケア、発達障害、行動障害等、専門性を高めるための各種研修に参加し、関係機関にもそれら情報を周知していく。
⑤地域の体制づくり	8050問題について感度を高め、多機関連携を図る。「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」と連動させていく。	地域生活支援拠点と「にも包括」を総合的に推進していくための機運を高めしていく。
⑥その他居住支援	精神障害者を中心とした地域移行・地域定着を推進し、その取り組みを身障・知的障害者への支援に応用、汎化させていく。	民間事業所、精神科病院の力を活用、発揮していけるように、三機関でリード、フォローしていく。

毎年、三機関が中心となって、目標や取組等を策定していますが・・・

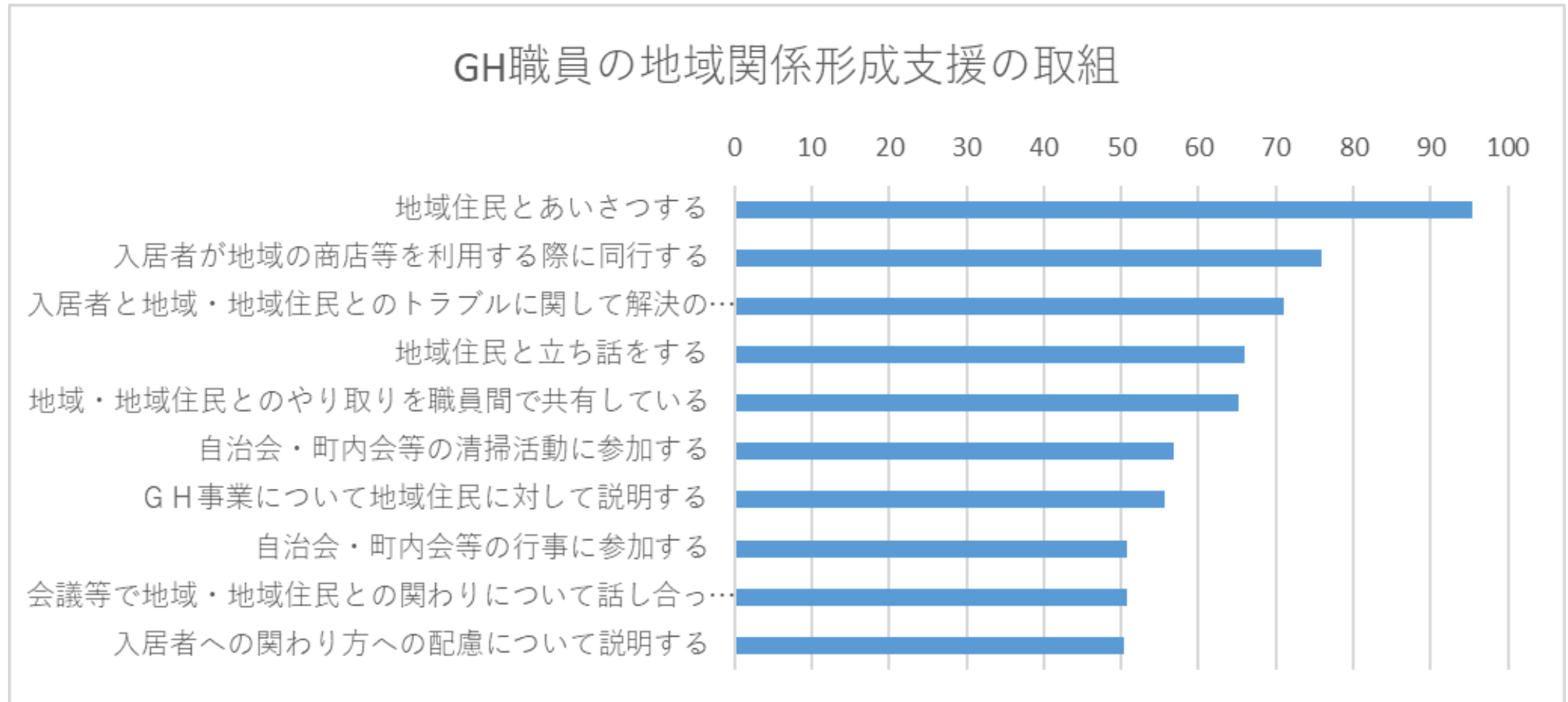
【障害のある方を地域全体で支えるイメージ図】



こんなイメージと言われてますが・・・皆さんのそれぞれの事業所はどこに位置づきますか？

※ 障害のある方本人の意思決定を基に、地域全体で本人のめざす生活の実現を支えていくことが基本です。その要素に地域生活支援拠点機能も内包されます。

地域との関わり、どうしてですか？



<参考>

地域体制強化共同支援加算

相談支援事業所においては、地域生活支援拠点における相談機能を中心とした拠点機能を担うにあたり、一定の要件を満たした場合に地域生活支援拠点関連加算(地域体制強化共同支援加算2000単位)を請求することができます。

本加算の請求にあたっては、各区自立支援協議会への報告等が必要となっています。

サービス事業所3者以上による会議

セルフチェックシートによる確認

地域課題の整理・報告書の提出

自支協事務局会議での確認

自支協相談部会での検討

事業所への検討内容の報告

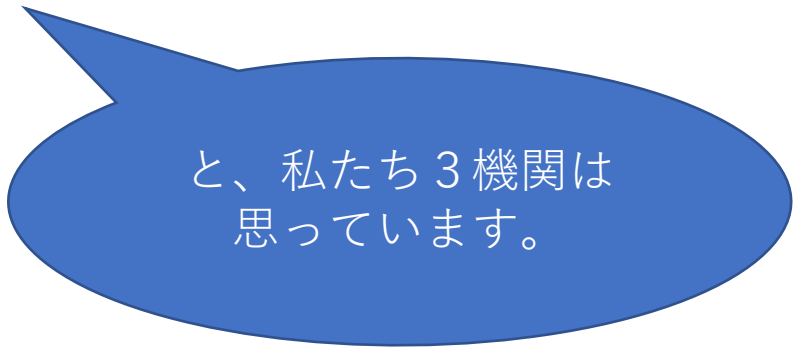
地域体制強化共同支援加算の請求

条件

- ①事業所の運営規程に地域生活支援拠点である旨を規定し、横浜市健康福祉局へ体制届を提出する。
- ②保土ヶ谷区の自立支援協議会に①の届出を行う旨と地域生活支援拠点として機能を担っていくことを報告する。



今後は3機関だけでなく、
「皆さんと」
地域生活支援拠点について
いっしょに考えていきたい。



と、私たち3機関は
思っています。

ご清聴、ありがとうございます！

引き続き、皆さんとのつながりを深めながら
自立支援協議会と一緒に「住みよい街」に
ついて考えていけたら幸いです！



新たな出張法律相談がはじまりました

(総合法律支援法の改正により特定援助対象者法律相談援助制度ができました)

対象者は？

**認知機能が十分でないため、法的問題を抱えているのに
自ら法的支援を求めることができないと思われる方**

認知機能が十分でない方は、法的問題を抱えていても、ご自分で法律相談を受けるために行動することが難しい場合があります。

このような方は、**支援者の方から**法テラスにご連絡いただくことによって、弁護士や司法書士が、支援者の皆様と連携して法律相談を実施するという制度です。



出張相談の特徴

1 資力（収入・預貯金）に関わらずご利用できます。

※一定額以上の資力をお持ちの方には、相談料5,500円をご負担いただきます。

2 ご自宅や福祉施設などで相談を受けられます。

3 法テラスが弁護士・司法書士を派遣します。

ご利用のSTEP

1

支援者の方から法テラスへ連絡

- ・本制度の対象になる方か、相談料が必要な方かは所定の書式にてご確認ください。
- ・個人情報提供の同意書にご本人の署名をお取付けいただき、所定の書式と併せてご提出ください。
- ・制度説明書をご本人にお渡しください。

2

法テラスから、出張法律相談の可否をご連絡

- ・相談援助実施の可否等は、原則、上記書類が法テラスに提出された日から3営業日以内にご連絡いたします。

3

相談を担当する弁護士又は司法書士から、相談日程の連絡

- ・相談担当者から、直接ご担当者様に、日程調整の連絡があります。
- ・相談者の安心のため、可能な限りご同席をお願いします。

4

法律相談の実施

- ・法律相談の結果、さらに支援が必要な場合は、適切な制度をご案内します。
- ・支援者の皆様がやむを得ず法律相談に同席できなかった場合には、法テラスから相談結果をお知らせいたします。



特定援助対象者法律相談援助Q & A

Q. いつも相談している弁護士・司法書士を相談担当者にしてもらえますか？

A. 既に内諾を得ている弁護士・司法書士がいらっしゃれば、所定の書式にその旨ご記入ください。

原則的には、ご記入いただいた弁護士・司法書士を相談担当者としますが、出張相談場所が遠隔地である、ご記入いただいた弁護士・司法書士が法テラスと契約していない等の理由により、別の弁護士・司法書士が担当する場合があります。

Q. 資力（収入・預貯金）の確認はどこまでしないといけませんか？

A. 支援者の方からご本人への質問により把握可能な範囲内でご確認いただき、資力基準を明らかに超えている場合のみ、所定の書式の資力確認欄にチェックをしてください。

※相談時に相談担当者をご本人に改めて資力確認をします。

Q. 相談には、同席しなくてはならないの？

A. 支援者の皆様には、同席の義務はありません。ただし、ご本人の安心やスムーズな法律相談実施・情報共有のため可能な限りご同席をお願いしております。

Q. 相談日当日、ご本人が相談料を準備していませんでした。

A. 相談料ご負担ありの判断がされ、その場でお支払い出来ない場合には、相談料払込取扱票をご本人にお渡し、後日、お振り込みをお願いします。

Q. 知り合いの方から申し込みしても大丈夫？

A. 家族や知人など、個人の方からのお申し込みはできません。地方自治体の他、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関の支援者の方からのみ、お申し込みを受け付けております。ご利用可能機関かどうかは、法テラスまでお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

法テラス●●●

担当：●●●

TEL：0503383-●●●●●●（平日●時～●時）

FAX：●●●●-●●●●-●●●●●●

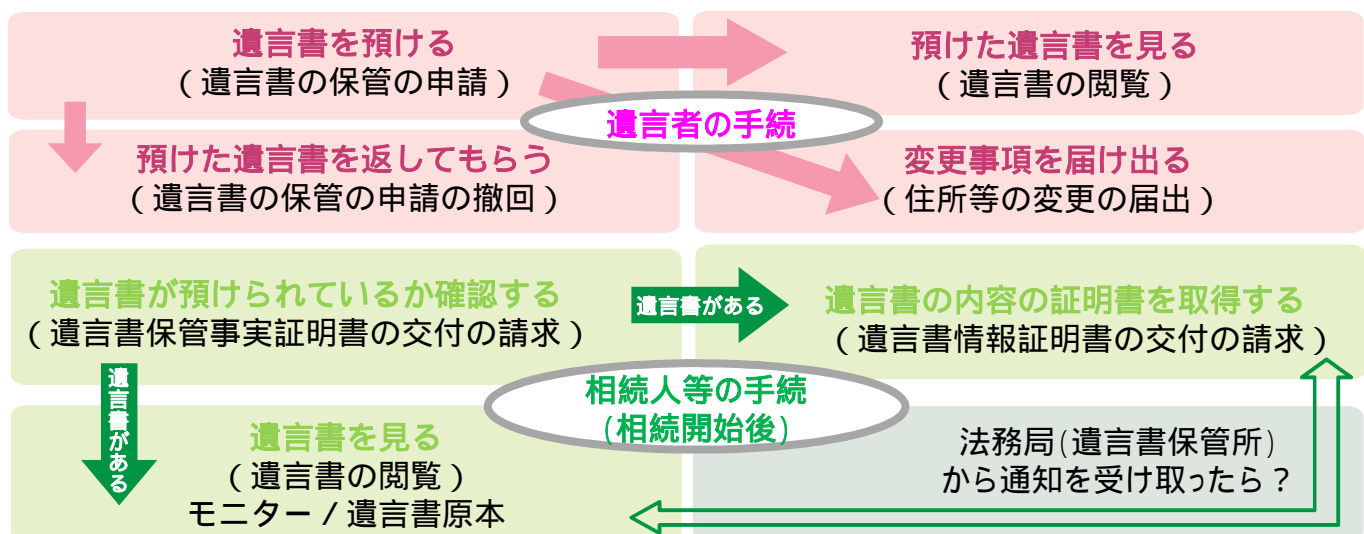
自筆証書遺言書保管制度

あなたの大切な遺言書を法務局
(遺言書保管所)が守ります



遺言書ほかんガルー

自筆証書遺言書保管制度の主な手続



モニターによる閲覧とは、法務局（遺言書保管所）に設置されているモバイル端末で、遺言書の画像情報を閲覧することです。

法務局に預けた場合、どんなメリットがあるの？

遺言者のメリット

- 遺言書の紛失・亡失を防ぐことができます。
- 相続人等の利害関係者による遺言書の破棄、隠匿、改ざん等を防ぐことができます。
- 遺言書の保管申請時には、民法の定める自筆証書遺言の形式に適合するかについて、遺言書保管官の外形的なチェックが受けられます。
- 遺言書は、原本に加え、画像データとしても長期間適正に管理されます。

相続人・受遺者等のメリット

- 相続開始後、家庭裁判所における検認が不要です。
- 遺言書保管所から、遺言書を保管していることをお知らせすることで、相続人等に手続を促します。
- 遺言書の原本が保管されている遺言書保管所であるか否かにかかわらず、全国どこの遺言書保管所においても、モニターによる遺言書の閲覧や、遺言書情報証明書の交付が受けられます。

遺言者はどんな手続をしたらいいの？

遺言者



遺言者本人が遺言書を作成し、
管轄の法務局（遺言書保管所）に
申請の**予約**をした上で、**直接本人**
が**出向**きます。

**本人が出向くことなく、代理人のみで
手続を行うことはできません。**

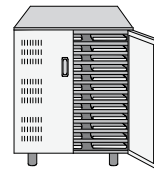
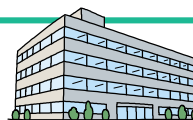
予約・申請

法務局 （遺言書保管所）

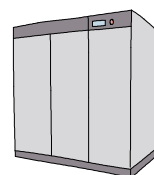
法務局の事務官
（遺言書保管官）



本人確認
遺言書の方式の適合性
（署名、押印、日付の有無等）
を外形的に確認等



原本保管



画像データ化

保管の申請に必要なものは？

- ・ 自筆証書遺言書（用紙の大きさはA4判，片面で，とじたり封のされていないもの）
- ・ 保管申請書（法務省指定の様式）
- ・ 添付書類（**本籍及び筆頭者の記載のある**住民票の写しなど（作成後**3か月以内**））
- ・ 本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証などの**顔写真付き**の身分証明書）
- ・ 手数料（1件につき3,900円（収入印紙で納付））

どこの法務局で保管の申請をしたらいいの？

遺言書の保管の申請は，遺言者の住所地，本籍地，所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局（遺言書保管所）であれば，どこでも可能です。ご自身にとって一番便利なところを選んでください。



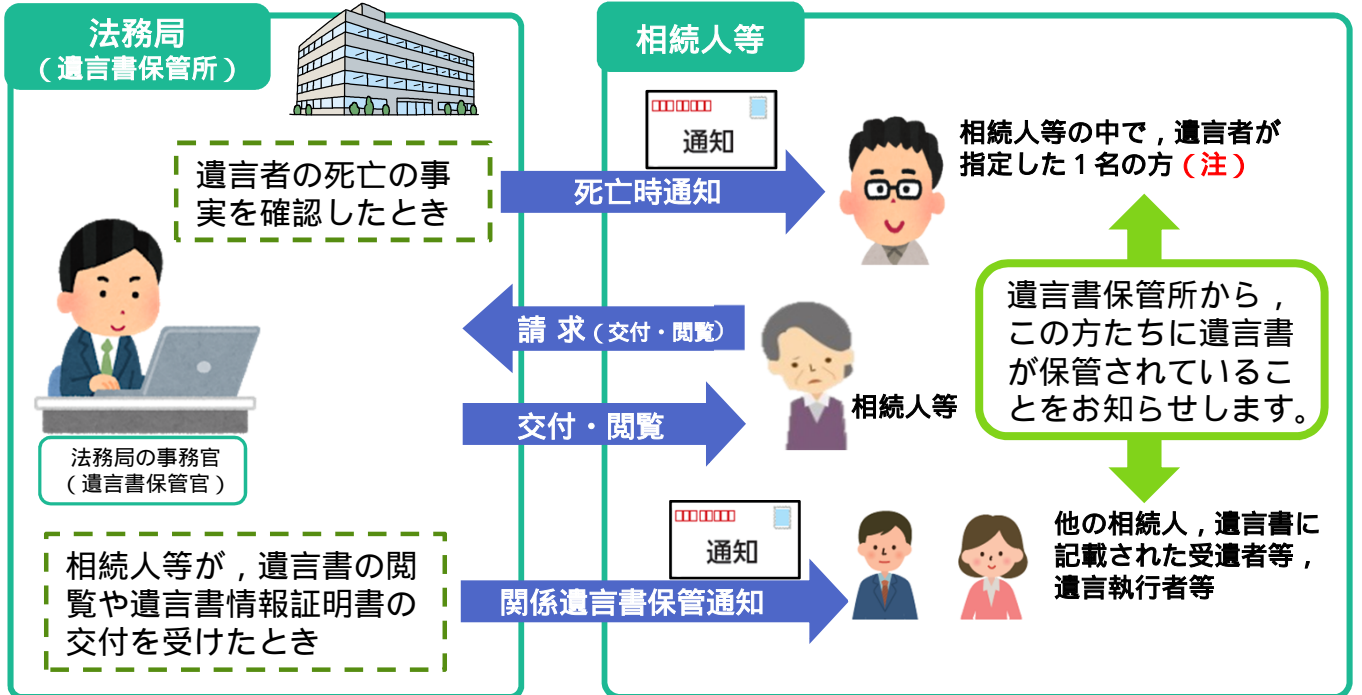
遺言書ほかんガルー

神奈川県内にある法務局（遺言書保管所）とその管轄区域は最終ページのとおりです。神奈川県以外については法務省ホームページで御確認ください。

遺言者が亡くなられた後は、どんな手続をしたらいいの？

この制度では、相続人等の方は主に以下の3つのことができます。

- 遺言書保管事実証明書の交付の請求（1通800円）
- 遺言書情報証明書の交付の請求（1通1,400円）
- 遺言書の閲覧（モニター／遺言書原本）（1回1,400円／1,700円）



(注) 遺言者があらかじめ死亡時通知を希望した場合に限られます。このため、遺言者が通知を希望せず、どなたも指定していなかった場合には、通知は行いません。

⚠ 注意事項(必ずお読み下さい)

遺言書の保管の申請をお考えの方は、以下の点に御注意ください。

- 必ず**予約**をして**遺言者本人**が来庁してください。予約がない場合やご本人が来庁しない場合は受付できません。
- 神奈川県内にある横浜地方法務局の出張所では手続ができません。
- 遺言の方式は主に、公正証書遺言と自筆証書遺言があります。どちらの方式の遺言にするか、それぞれの特徴を踏まえて決めてください。また、公正証書遺言に関する相談は、お近くの公証役場へお問合せください。
- 保管の対象となるのは、自筆証書遺言のみです。財産目録はパソコンで作成しても構いませんが、本文や付言事項はパソコンで作成することはできません。
- **法務局では、遺言書の内容に関する御相談には応じることができません。**遺言書の内容について御不明な点がある場合は、弁護士、司法書士等の法律の専門家に御相談ください。
- 遺言書の保管の申請を行うには、**顔写真付き**の官公署から発行された身分証明書が必要です。**健康保険証のように顔写真がないものでは手続ができません**ので、御注意ください。
- 遺言書の保管の申請の際に添付する住民票の写しは、**本籍及び筆頭者の記載入り**のものがが必要です。区役所等で請求するときに御注意ください。
- 一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り、返却されません。控えを手元に置いておきたい方は、来庁前にコピーをしておいてください。

問合せ先・詳しい手続について

神奈川県内の法務局（遺言書保管所）と、それぞれの管轄地域は以下の表のとおりです。不明なことがありましたら、以下の各連絡先へお問合せください。

神奈川県内の遺言書保管所	管轄区域
横浜地方法務局本局 045-641-7655（直通）	横浜市
横浜地方法務局湘南支局 0466-35-4620（代表）	鎌倉市 / 藤沢市 / 茅ヶ崎市 / 高座郡寒川町
横浜地方法務局川崎支局 044-244-4166（代表）	川崎市
横浜地方法務局横須賀支局 046-825-6511（代表）	横須賀市 / 逗子市 / 三浦市 / 三浦郡葉山町
横浜地方法務局西湘二宮支局 0463-70-1102（代表）	平塚市 / 小田原市 / 秦野市 / 南足柄市 / 中郡（大磯町、二宮町） / 足柄上郡（中井町、大井町、松田町、山北町、開成町） / 足柄下郡（箱根町、真鶴町、湯河原町）
横浜地方法務局厚木支局 046-224-3163（代表）	厚木市 / 大和市 / 伊勢原市 / 海老名市 / 座間市 / 綾瀬市 / 愛甲郡（愛川町、清川村）
横浜地方法務局相模原支局 042-753-2110（代表）	相模原市

遺言・相続等に関する法制度や相談窓口についての問合せは

日本司法支援センター（法テラス） <https://www.houterasu.or.jp/>

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 おなやみなし 受付時間 平日 9:00 ~ 21:00
土曜日 9:00 ~ 17:00
(IP電話からは 03-6745-5600) 日曜・祝日・年末年始を除く

遺言・相続等に関する相談窓口についての問合せは

神奈川県弁護士会 045-201-1881（代）

<https://www.kanaben.or.jp/>

受付時間 平日 9:00 ~ 17:00
土曜・日曜・祝日・年末年始を除く

遺言書や登記等の相続に関する手続のご相談についての問合せは

神奈川県司法書士会 045-641-1372

<https://www.shiho.or.jp/>

受付時間 平日 9:00 ~ 17:00
土曜・日曜・祝日・年末年始を除く

公正証書遺言については

神奈川県内の公証役場（日本公証人連合会HP）

<https://www.koshonin.gr.jp/list/kanagawa#prefectures>

自筆証書遺言書保管制度の詳しい手続や予約方法については
法務省 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



法務省 遺言書保管制度



遺言書ほかんガルー

あなたの相続手続を応援します！

無料！

法定相続情報証明の手続について

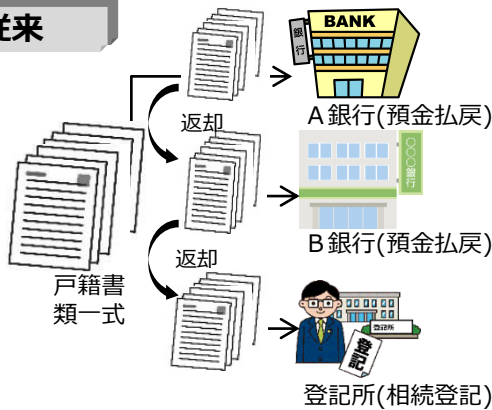


平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、銀行や税務署での相続関係手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなりました（※）。

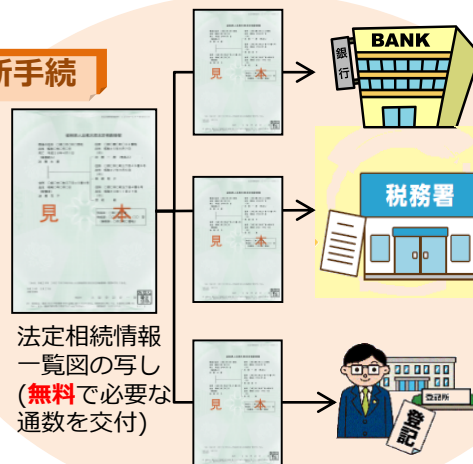
※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

新手順の概要（従来との比較）

● 従来



● 新手順



ポイント！

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

手続の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の3STEP！～

STEP 1

必要書類の収集

STEP 2

法定相続情報一覧図の作成

STEP 3

申出書の記入・登記所へ申出



法定相続情報一覧図の写しの交付

戸籍謄本の束の代わりとして各種相続手続へお使いください。

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#)でもご覧いただけます。

※ 手続のご案内は予約制になっていますので、最寄りの法務局へ事前にお電話での予約をお願いします。

横浜地方法務局

TEL:045-641-7461 (代表)
QRコードを読み込むと管轄が表示されます→



STEP 1 必要書類の収集

手続に当たって、用意していただく必要のある書類は、次のとおりです。

(注) 同一の申出人が、同一の登記所に対して同時に2件以上の申出を行う場合において、以下の必要書類のうち各申出に共通する書類については、1通のみ提出いただくことで差し支えありません。

～必ず用意する書類～


	書類名	取得先	確認
①	<p>✓ 被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本 出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本を用意してください。</p>	被相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
②	<p>✓ 被相続人（亡くなられた方）の住民票の除票又は戸籍の附票 被相続人の住民票の除票若しくは戸籍の附票のどちらかを用意してください。</p>	住民票…被相続人の最後の住所地の市区町村役場 戸籍の附票…被相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
③	<p>✓ 相続人全員の戸籍謄本又は戸籍抄本 被相続人の戸除籍謄本と重複する場合は重ねて用意する必要はありません。</p>	各相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
④	<p>✓ 申出人（相続人の代表となって、手続を進める方）の氏名・住所を確認することができる公的書類 具体的には、以下に例示する書類のいずれか一つ ◆ 運転免許証の表裏両面のコピー等、氏名と住所が記載された公的機関が発行した身分証明書のコピー（※） ◆ 住民票記載事項証明書（住民票の写し）（※） など ※それぞれ、写しをご提出される場合は申出人が原本と相違がない旨を記載し、記名してください。</p>	—	<input type="checkbox"/>

～必要となる場合がある書類～

	書類名	取得先	確認
⑤	<p>✓ （法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合）各相続人の住所を証する公的な書面 例）・住民票記載事項証明書（住民票の写し） ・印鑑証明書 ・戸籍の附票 ※法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは、相続人の任意です。 ※上記以外の書面については、個別に法務局にお問い合わせください。</p>	各相続人の住所地又は本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
⑥	<p>✓ （委任による代理人が申出の手続をする場合） ⑥-1 委任状 ⑥-2（親族が代理する場合）申出人と代理人が親族関係にあることが分かる戸籍謄本（①又は③の書類で親族関係が分かる場合は、必要ありません。） ⑥-3（資格者代理人が代理する場合）資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等</p>	⑥-2について、市区町村役場	<input type="checkbox"/>

STEP 2 法定相続情報一覧図の作成

被相続人（亡くなられた方）及び戸籍の記載から判明する被相続人の死亡日における法定相続人を一覧にした図を申出人（又は代理人）が作成します。

法定相続情報一覧図の記入様式は、**法務局ホームページ**  に掲載しています。



法定相続情報一覧図は、**A4縦の白い紙**に記載してください。

その他の留意点 1

- ✓ 相続人の住所の記載は任意です（記載する場合は、その相続人の住民票記載事項証明書が必要です。）。
- ✓ 相続放棄をした相続人がいる場合も、一覧図には氏名、生年月日及び続柄を記載してください。
- ✓ 推定相続人が廃除された場合は、その方の氏名、生年月日及び続柄は記載しないでください。
- ✓ 提出された一覧図をスキャナで読み込み、下から約5cm、右から約2cmの範囲は法務局で使用するので、記載をしないでください。

（記載例）

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地
 最後の本籍 ○県○郡○町○番地
 出生 昭和○年○月○日
 死亡 平成28年4月1日
 （被相続人）
 法務太郎

住所 ○県○市○町○34番地
 出生 昭和45年6月7日
 （長男）
 法務一郎（申出人）

住所 ○県○市○町三丁目45番6号
 出生 昭和47年9月5日
 （二男）
 登記進

住所 ○県○市○町五丁目4番8号
 出生 昭和50年11月27日
 （養女）
 相続促子

住所 ○県○市○町三丁目45番6号
 出生 昭和○年○月○日
 （妻）
 法務花子

以下余白



その他の留意点 2

- ✓ 続柄について、「配偶者」や「子」と記載すると相続税の申告に使用することができない場合があります。
- ✓ 戸籍に記載がある続柄はそのまま記載してください（特に「○」部分にご注意ください。）。

作成日：○年○月○日
 作成者：○○○士 ○○ ○○
 （事務所：○市○町○番地）

個人で申出する場合は、個人のご住所を記載願います。

STEP 3 申出書の記入、登記所へ申出

申出書に必要な事項を記入し、STEP 1 で用意した書類、STEP 2 で作成した法定相続情報一覧図と併せて登記所へ申出をします。

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

申出年月日	令和 年 月 日	法定相続情報番号	-
被相続人の表示	氏名 最後の住所 生年月日 死亡年月日	年 月 日 年 月 日	
申出人の表示	住所 氏名 連絡先 被相続人との続柄	- - -	
代理人の表示	住所（事務所） 氏名 連絡先 申出人との関係	- - -	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人
利用目的	<input type="checkbox"/> 不動産登記 <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> 相続税の申告 <input type="checkbox"/> 年金等手続 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
必要な写しの通数・交付方法	通（ <input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送） ※郵送の場合、送付先は申出人（又は代理人）の表示欄にある住所（事務所）となる。		
被相続人名義の不動産の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <small>（有の場合、不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。）</small>		
申出先登記所の種別	<input type="checkbox"/> 被相続人の本籍地 <input type="checkbox"/> 被相続人の最後の住所地 <input type="checkbox"/> 申出人の住所地 <input type="checkbox"/> 被相続人名義の不動産の所在地		
上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。 申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。			
（地方）法務局		支局・出張所	宛

申出をする登記所

以下の地の不動産登記を管轄する登記所のいずれかに申出してください。

- ① 被相続人の本籍地
- ② 被相続人の最後の住所地
- ③ 申出人の住所地
- ④ 被相続人名義の不動産の所在地

申出や一覧図の写しの交付は、郵送によることが可能です。

添付書類の返却及び一覧図の写しの交付のため、返信用の封筒及び郵便切手を同封してください（レターパックをご準備いただくことをお勧めします。）。

一覧図の写しは、相続手続に必要な通数を交付します。

一覧図の写しは、相続手続に必要な限度の通数をご請求ください。

申出後は、登記官が提出書類の不足や誤りがないことを確認し、一覧図の写しを交付します。

申出書は、**法務局ホームページ**  に掲載しています。



よくあるご質問

手数料はかかりますか？

本制度は、無料でご利用いただけます。
※戸籍謄本の取得には、所定の手数料が必要となります。
また、郵送による申出や一覧図の交付に当たっては、所定の郵送料が必要となります。

提出した戸籍謄本は返却されますか？

戸籍謄本等は、一覧図の写しを交付する際に併せて返却します。

※STEP 1に掲げる①、②、③及び⑤は、登記官が内容を確認した後、一覧図の写しを交付する際に返却します。なお、STEP 1に掲げる⑥は、原則返却しませんが、原本と併せてコピー（原本と相違がない旨を記載し、代理人の記名がされたもの）が提出された場合は、その原本を返却します。

受付時に書類のチェックはしてもらえますか？

受付窓口において、書類のチェックはできませんので、登記手続案内をご利用ください。

※登記手続案内は予約制となりますので、事前にお電話での予約をお願いします。

申出の手続をとる時間がありません。誰かに頼むことはできますか？

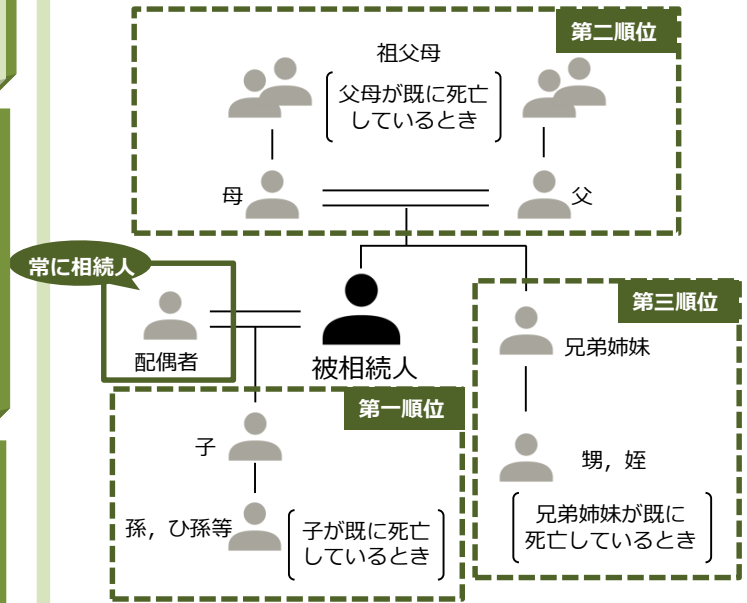
申出の手続は、次の資格者代理人に依頼することができます。

- ・ 弁護士 ・ 司法書士 ・ 土地家屋調査士 ・ 税理士
- ・ 社会保険労務士 ・ 弁理士 ・ 海事代理士 ・ 行政書士

※本制度の委任による代理は、上記の専門家のほか、申出人の親族に限られます。

家族のうち、誰が相続人となるのですか？

相続人の範囲は、次のとおりです。



一覧図の写しが追加で必要となりました。再交付を受けることは可能ですか？

再交付をすることは可能です。

※提出された法定相続情報一覧図は、登記所において5年間保管されます。この間は、一覧図の写しを再交付することが可能です。再交付の申出書は、法務局ホームページをご覧ください。

※必要な書類は、STEP 1の④、⑥になります。

被相続人の出生から亡くなるまでの戸除籍謄本とは何ですか？

相続人を特定するためには、被相続人（亡くなられた方）の全ての戸除籍謄本を漏れなく確認する必要があります。戸籍は、被相続人が生まれてから結婚による分籍や転籍、戸籍のコンピュータ化による改製などにより、複数種類にわたる場合があります。市区町村役場で戸籍謄本を請求する際は、相続手続に必要なため、被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸除籍謄本が必要であることをお伝えください。

● 出生から死亡までの連続した戸除籍謄本のイメージ

